

## 質問書（台湾）

### 1. 運営および利用実態

貴団体または貴国における代表的な機関について。

**回答：**台湾で最も普通に利用される仲裁機関は**中華民国仲裁協会**である。もう 1 つ、最近の 2002 年 8 月末に設立された、**Chunghwa 建設仲裁協会**という名称の機関がある。調停に関しては、調達公共建設委員会の**政府調達苦情審査委員会**（内閣管轄）が調停機関であり、裁判所も一定の状況ではこの機能を果たす（下記参照）。一方、幅広く言えば、紛争処理の民間機関としてよくいわれるのは、**台湾ネット消費者協会**および**情報産業協会****科学技術法律センター**という 2 つの組織がある。また、消費者とそのメンバーとの紛争を処理できる**安全オンライン・ショッピング協会**というものもあるが、これまでここで解決した紛争はない。

#### \* (1) ADR の定義と種類

**回答：**1. 台湾では、いかなる法律においても、裁判所による判例においても、明確な ADR の定義はない。つまり、いわゆる裁判外紛争解決手段について法的な拘束力のある定義はない。しかし、台湾における ADR という一般用語は、大まかにいって民間部門（当事者）間の民事紛争は、法的な執行力のある / 拘束力のある効果をもって解決できるということを意味する。通常 ADR とは仲裁と調停を指し、我国には仲裁法、民事訴訟法、政府調達法などの、仲裁と調停（和解）を規律する法律がある。

2. 仲裁の定義に関しては、仲裁法第 1 条に基づき、現在または将来における紛争当事者は、紛争について、仲裁人 1 名または仲裁廷を構成する仲裁人奇数名を指名するという仲裁契約を締結することができる。ここで紛争とは、法律に基づいて解決できるものに限定され、仲裁契約は書面で作成されるものとする。また第 2 条によれば、いかなる仲裁契約も、法的関係またはそれについての紛争に関して締結されていない限り、有効ではない。

3. 台湾における調停に関して、我国には 2 種類の調停がある。裁判内と裁判外のものがある。民事訴訟法第 403 条によれば、裁判所に訴訟を提起する前に、裁判所による「強制調停」の実施が要求される幾つかの事項がある。これは、雇用者対従業員、不動産と地上権者、パートナー間、パートナー対匿名のパートナー、境界に関する不動産所有者間、不動産の共同所有者間、賃貸料に関する家主とテナント、交通事故や医療に関する紛争、配偶者・親戚間の財産問題、および金額が 10 万 NT ドル未満のその

他のすべての財産問題に関する紛争が回付される裁判所内調停である。さらに、民事訴訟法第 404 条に基づき、前条の規定内容に入らない訴訟の当事者も、訴訟を提起する前に調停を申し立てることができる。

裁判外調停とは、当事者間の民事紛争を解決しようとする第三者を提供するメカニズムである。もし成功すれば、かかる調停の性質は執行力のある和解となる。成功しなければ紛争は継続し、いずれの当事者も相手方当事者を提訴することができる。政府調達法第 74 条によれば、入札募集、入札の評価、および受注契約から生じた政府機関と納入業者間の紛争に関して、異議申立または不服申立を同法に基づいて提起できる。しかし、政府機関と納入業者間の契約履行に関する紛争が和解できなかった場合には、納入業者は政府調達苦情審査委員会に調停を提起することができ、政府機関はかかる調停を拒絶できない。民事訴訟法の調停規則が、政府調達苦情審査委員会が処理する調停の手続および法的効力に準用される。

(2) 仲裁または調停の受理件数と処理件数。できれば分野別に。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

1993 年以来、仲裁の件数は劇的に増加した。台北では毎年、100 件以上が受理され処理されている。さらに、台湾の中部と南部に 2 つの支部がある。仲裁件数の合計は過去 3、4 年、年間 200 件に達した。受理され処理された事件の種類と業種は、建設業界が 80~90%、海事、担保、契約問題などが 10~20%と分類される。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

受理され処理された調停件数は約 20 件である。それらはすべて、インターネットでの消費者保護に関係する紛争である。この ADR サービスの通常の利用者は、主に 3 つの業種に分類される。すなわち、不動産ブローカー、ISP テレコムおよび旅行代理店である。他には、情報&エレクトロニクス、通信と運輸、銀行および金融サービス、保険、安全保障、コンビニなどがある。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

受理され処理された調停件数は 15 件である。このセンターは特に、工業所有権仲裁センターとしての役割を果たしてきており、日本の JPNIC 以前からドメイン名に関する紛争を扱っている。Michelin、UPS、SK - II、Boss、M&M といった会社の事件を扱っている。

(3) 仲裁判断または調停がなされるまでの期日頻度及び経過時間はおよそどのくらいか。対象事件の分野で違いはあるか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

各仲裁における審理の頻度は1回から10回までであるが、6~8回が最も多い。経過時間は6カ月が可能であり、さらに3カ月の延長が認められる。この回答は対象事件の分野によって違いはない。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

審理の頻度は1回であり、調停のための経過時間は2~3時間。つまり、両当事者が和解するのに審理を1回だけ行う。回答は、複雑さの程度に応じて事件の種類ごとに異なりうる。単純な事件は約1時間、複雑なものは約3時間、あるいはそれ以上かかる。回答は対象事件の分野によって違いはない。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

基本的には、事件の審理はまったく行われぬ。調停人は当事者間の紛争を、当事者が提出する文書および摘要書を検討することによって判断し、書面で決定を下す。調停人の決定は通常、1カ月以内になされる。回答は対象事件の分野によって違いはない。

- (4) 候補者名簿に記載されている分野別の人数はどのくらいか（弁護士以外にどのような資格および職業を有する人達がどのくらいいるか）

### 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

現在、当協会に候補者として記載されている仲裁人は、さまざまな分野から535名いる。大部分、全体の50%以上が弁護士と技術者である。他には公認会計士、大学教授、そして建築技師がいる。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

3名。すべて弁護士である。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

当協会に候補者として記載されている人は、さまざまな分野から40名いる。その多く、全体の50%以上が弁護士であり、他には情報産業協会の研究員およびロー・スクールの教授がいる。

- (5) 候補者名簿に記載されるためには、どのような要件が必要か（例えば一定の資格、経歴、専門性の要否など）。それは誰が決めるのか。

### 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

仲裁法第6条によれば、仲裁人として行動するには、法律またはその他の分野の専門的知識または経験、誠実かつ公平であるとの評判、および下記のいずれかの資格を

もっていなければならない。

1. 裁判官または検事の経験
2. 弁護士、会計士、建築技師、機械技師またはその他の商業関係の職業における 5 年超の実践
3. 国内または国外の仲裁機関での仲裁人の経験
4. 教育省が認定した国内または国外の大学での準教授、またはそれ以上の職での教育経験
5. 特定の分野または職業の専門家であり、5 年超の経験

一方、仲裁法第 7 条によれば、下記の範疇のいずれかの者は仲裁人にはなれない。

1. 汚職または不正行為で刑事罰を受けた者
2. 上記の範疇以外の罪で有罪となり、1 年以上の実刑判決を受けた者
3. 市民権を剥奪された者
4. 破産宣告を受けた者
5. 禁治産者宣告を受けた者
6. 未成年者

当協会内の「仲裁人資格審査委員会」が、候補者の資格審査と判断を担当し、理事会の会議で承認されなければならない。そして候補者は仲裁人リストに登録される。候補者リストのコピーが司法省に送られ記録に残る。しかし当協会に登録されリストに記載されることは必要ではなく、あるいは義務的な手続ではなく、当事者はリストには記載されていないが上記の資格を満たす者を指名することもできる。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

当協会は弁護士が調停を処理するのが望ましいと考え、誰が調停人になるか、協会理事長が決定する。つまりかなり排他的な組織である。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

調停人の候補は知的財産権関連法およびハイテク関連法、特に商標法分野の専門家であればならない。情報産業協会科学技術法律センターが決定する。

(6) 仲裁人または調停人の資質向上のための方策を講じているか。

## 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

台湾の仲裁法第 8 条に基づき、仲裁人は研修および不定期の講習を受けなければならない。行政院と司法院が共同で仲裁人の研修と講義のガイドラインを定める。

## 2. ネット消費者協会・台湾 -

なし。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

調停人は、研修および不定期の講習を受け、当協会が開催するセミナーや会議に出席する。

(7) 仲裁人または調停人に対する報酬はどのように定めているか。また、実際の数字はどうか。

### 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

財産問題に関する仲裁では、申立用の書式と情報のための純費用 600NT ドルに加えて、下記の基準に基づき仲裁対象の価額にしたがって増額される仲裁手数料がかかる。

1. 仲裁対象の価額が 6 万 NT ドルまでの場合、仲裁手数料は 3,000NT ドルとなる。
2. 仲裁対象の価額が 6 万 NT ドル超の場合、6 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 4%となる。
3. 仲裁対象の価額が 6 万 NT ドル超で 120 万 NT ドルまでの場合、6 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 3%となる。
4. 仲裁対象の価額が 120 万 NT ドル超で 240 万 NT ドルまでの場合、120 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 2%となる。
5. 仲裁対象の価額が 240 万 NT ドル超で 480 万 NT ドルまでの場合、240 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 1.5%となる。
6. 仲裁対象の価額が 480 万 NT ドル超で 960 万 NT ドルまでの場合、480 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 1%となる。
7. 仲裁対象の価額が 960 万 NT ドル超の場合、960 万 NT ドルを超えた分の仲裁手数料は 0.5%となる。

仲裁対象の価額が外貨、金または銀で表示されている場合、市場の為替レートまたは申立日における価格に基づき換算されるものとする。

仲裁の申立者が仲裁手数料を支払わない場合、仲裁機関は申立者に、期限内に支払いをするように要請する。申立者がその期限内に支払いをしなかった場合には、仲裁機関は仲裁申立を棄却することができる。

各仲裁に対して、仲裁機関は仲裁対象の価額に基づき、仲裁手数料の下記の割合を担当する仲裁人に与え、残額は仲裁機関が取る。

1. 仲裁手数料が 2,000 万 NT ドルまでの場合、割合は 60%とする。
2. 仲裁手数料が 2,000 万 NT ドル超で 3 億 NT ドルまでの場合、2,000 万 NT ドルを超

えた分の割合は 50%とする。

3. 仲裁手数料が 3 億 NT ドル超の場合、3 億 NT ドルを超えた分の割合は 40%とする。

仲裁人が正当な理由なしに審議に出席しなかったか、仲裁判断への署名を拒絶した場合、当事者は上記の仲裁手数料の減額を要求することができる。

仲裁機関の手元に残った仲裁手数料は、利益として分配してはならず、利益追求のために使うこともできない。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

調停人に報酬はなく、無料である。しかしこれらの弁護士には協会理事長から支払いがなされる。つまり理事長が援助している。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

調停人は 1 件につき、申立者が支払った 4 万 NT ドルのうち 3 万 NT ドルを受け取る。

\* (8) 仲裁から調停または調停から仲裁に移行する手続がある場合、そのパネル・メンバーは交代するか。

**回答：** 両当事者間に仲裁契約が存在する限り、事件を仲裁から調停に移行させるのは不可能だろう。しかし、現実には、両当事者が調停中に和解できなかったが仲裁を受け入れることには同意した場合に、調停から仲裁への移行が行われた。この場合、パネル・メンバーは確かに異なる。

## 2. 裁判制度との関係

(1) 裁判が提起されたとき、裁判所が仲裁または調停に回付することはあるか。あるとしたら、それは民間の機関か、裁判所の中にあるものか。(法規があればその条文。以下同様)

### **回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

通常、裁判所は事件を仲裁または調停に回付しない(民間の機関か否かに関わらず)。しかし、民事訴訟法第 420 - 1 条によれば、第一審裁判所(多くは地裁)は、両当事者が合意すれば事件を調停に回付することができる。この場合、裁判所は訴訟手続を執るのを保留する。そして調停が成功したときに訴訟は終わる。成功しなかった場合には、裁判所は訴訟手続を続ける。ここで調停とは、裁判所の一種の機関を意味する。上記 1.(1)3 参照。

一方、仲裁法第 4 条によれば、仲裁契約のいずれかの当事者が仲裁契約に反して訴訟を提起した場合(つまり仲裁手続を経ずに)、裁判所は相手方当事者の申立により訴

訟を中断し被告が訴訟に応じない限り、原告に、指定された期間内に仲裁に付託するように命じることができる。原告が、前記で定められた期間内に仲裁に付託しなかった場合、裁判所はその訴えを却下するものとする。この規定の最初の段落で言及された中断後、訴えは仲裁判断がなされた時点で取り消されたとみなされる。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

まれな状況で、裁判所は問題を調停に回付した。たとえば、申立人は刑事事件として提訴したが法的根拠は民事である場合に、検察庁から回付されるといった、非常に稀なケースがある。これは当協会などの民間の機関に回付された。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

なし。

(2) 民間に回付した場合の仲裁または調停の経費はどのように負担されるか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

当協会では処理される仲裁手続にしたがう。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

無料。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

なし。

(3) 裁判所の監督はあるのか。また、裁判所と、仲裁または調停の機関との間に何らかの協力関係はあるのか。裁判所はどのように関与するのか（例えば、証拠調べ、情報提供等で協力するのか）。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

裁判所による監督はない。しかし、仲裁機関と裁判所との間には仲裁法第 28 条に基づく一定の協力関係がある。必要ならば仲裁廷は仲裁手続の過程で、裁判所またはその他の機関からの支援を要請することができる。要請された裁判所は訴訟で認められるものと同様の態様および範囲で、その調査権を行使することができる。証拠調べ、情報提供等でも協力することができる。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

ない。当調停機関と裁判所との間には、いかなる協力関係もない。

### 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

ない。

- (4) 調停が不調に終わった場合はどのように処理されるか。例えば時効の取り扱い（出訴期限の規定に類似）はどうか。

#### 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

基本的には仲裁判断を下すことが要求される。裁判所に訴訟が提起された場合と同様に、なにかしらの判断が下されなければならない。しかし、仲裁が失敗に終わった場合、出訴期限の問題はどう処理されるだろうか。台湾の民事訴訟法によれば、時効のは以下の理由で中断される。

1. 請求（賠償請求を満足させるための）
2. 承認（賠償請求の）
3. 訴訟（賠償請求を満足させるために提起された）

以下の事項は訴訟の提起と同様である。

1. 勧告プロセスにおける支払命令の交付
2. 調停申立書または仲裁申立書の提出
3. . . . .

さらに、民法第 133 条で、調停または仲裁の申立書提出により時効が中断する場合、もし調停の申立が取り消され、却下され、もしくは調停が失敗した場合、または仲裁の申立を取り消され、もしくは仲裁廷が仲裁判断を下さなかった場合、時効の進行は中断しなかったとみなされる。

#### 2. 台湾ネット消費者協会 -

当事者は、紛争解決のために民事訴訟を起こすことを考えなければならない。時効の問題（出訴期限の規定に類似）は扱われない。つまり時効の期間は進行し続け、中断しない。これは、上記のように、時効は請求によって中断しうるが、台湾の民法第 130 条では、請求を行うことによる中断の場合、賠償請求を満足させるために 6 ヶ月以内に裁判所に訴訟が提起されなかった場合、時効は中断しなかったとみなされるからである。

#### 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

調停では必ず決定が下される。しかし、不利な決定を下された当事者は裁判所に提訴する権利をもち、裁判所の判決は調停での決定と異なりうる。

- (5) 仲裁判断または調停合意の内容について、それぞれの執行力の確保はどのようにするか。また、裁判所が関与することはあるか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

仲裁法第 37 条において、仲裁判断は、当事者に関する限りにおいてその当事者を拘束し、裁判所の確定判決と同じ効力をもつ。

管轄権をもつ裁判所が関係当事者の申立に応じて執行命令を下さなければ、仲裁判断は執行可能ではないことがある。しかし、仲裁判断は、両当事者が書面でそう合意し、仲裁判断が下記の事項のいずれかに関係している場合には、管轄権をもつ裁判所による執行命令なしで執行される可能性もある。

1. 定められた額の金銭の支払い、または一定量の代替物もしくは有価証券
2. 特定の動産の引渡し

前段落は当事者ばかりでなく、仲裁に関係する下記の者も拘束する。

1. 仲裁開始後の当事者の承継人、あるいは、当事者またはその承継人に代わって争点である財産を占有する者
2. 当事者がその代理として仲裁手続を始めた組織。仲裁開始後のその組織の承継人。および、その組織またはその承継人に代わって争点である財産を占有する者。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

仲裁判断とは異なり、当協会によってなされた調停合意の執行力は、取消不能な終局判決とは違う。つまり調停合意は、強制力のない、両当事者間の通常の合意に過ぎない。合意後に一方の当事者がその履行をしない場合、相手方当事者は訴訟を提起しなければならない。裁判所はこのプロセスに関与していないからである。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

ない。調停は TWNIC のみを拘束する。

**3. 個別的問題**

- (1) 知的財産権関係事件のために、特別の規則が用意されているか。例えば特許の有効性についての仲裁は可能か。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

知的財産権関係事件のための特別の規則はない。特許の有効性に関して仲裁を行うこ

とはできない。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

知的財産権関係のために定められた、特別の規則はない。特許の有効性について仲裁を行うのは不可能である。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

ドメインネームは知的財産とはみなされないので、知的財産権関係のために定められた、特別の規則はない。特許の有効性について仲裁を行うのは不可能である。

(2) 仲裁が拒否される紛争はあるか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

仲裁法第 38 条に基づき、下記のいずれかの場合、裁判所は執行の申立てを却下する：  
1. 仲裁判断が仲裁契約の条件で意図されていない紛争に関係している、または仲裁契約の範囲を越えている場合。ただし仲裁判断の問題の箇所が除去可能であり、その除去が仲裁判断の残りの部分に影響しない場合を除く。2. 仲裁判断の理由が、要求される通りには述べられていない場合。ただし仲裁廷がその遺漏を正した場合を除く。3. 仲裁判断が当事者に、法律に反することを命じている場合。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

ない。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

ない。

(3) コンピューター・ソフトウェアなどに特化した仲裁または調停の制度（または規則）はあるか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

コンピューター・ソフトウェア等のための専門の仲裁の制度（または規則）はない。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

コンピューター・ソフトウェア等のための専門の仲裁の制度（または規則）はない。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

コンピューター・ソフトウェア等のための専門の仲裁の制度（または規則）はない。

- (4) コンピューター・ソフトウェアに関する紛争の場合、技術的問題についての事実の把握に関する判断はどのようになされるか。そのための人材確保はどうしているか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

コンピューター・ソフトウェアに関する紛争の場合、仲裁人は、仲裁判断を下す際の根拠とする意見を提示する、技術的背景をもつ専門家証人を要請する。かかる証人は、情報産業協会、産業技術研究所、大学、研究センターなどの、一般に裁判所が認めてきた組織から呼ばれる。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

そのような事件はない。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

ない。

- (5) 秘密保持についてどのように措置がなされているか（例えば、記録管理の方法、開示する範囲を代理人のみとする等）。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

秘密保持のために幾つかの措置がなされている。事件に関する証拠を含むすべての記録および文書は、事件担当者以外には開示してはならない。代理人でさえも、仲裁協会が仲裁目的で提示しない限り、すべてのファイルを見る権利をもたない。

**2. 台湾ネット消費者協会 -**

調停の記録は、事件を担当した個々の弁護士が機密に保持し、開示はされない。

**3. 情報産業協会科学技術法律センター -**

調停における決定は公開されるが、調停に関するすべての証拠、ファイルおよび記録は当センターが機密に保持し、開示はされない。

- (6) 迅速な解決のために、何か対策を講じているか。

**回答：1. 中華民国仲裁協会 -**

仲裁法第 44 条に基づき、仲裁人は仲裁判断を下す前に、和解というオプションを追求することができる。両当事者が仲裁の結論が出る前に和解に達した場合には、仲裁人

は和解契約に和解条件を記録する。この和解契約は、仲裁判断と同じ効力をもつ。しかし和解契約の条件は、執行を求める当事者の申立を裁判所が認め、執行命令が下されて初めて執行可能になる。

さらに、仲裁法第 45 条に基づき、別途の仲裁契約がない限り、両当事者はその紛争を調停に付託し、調停を実施するために仲裁人を共同で指名することができる。その調停が成功した場合には、仲裁人は調停された契約に調停の結果を記録する。実際には、仲裁人が仲裁手続の冒頭に、和解するよう両当事者を説得しようとすることもできる。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

迅速な解決のために考えられている対策はない。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

迅速な解決のために考えられている対策はない。

- (7) 広報はどのようにしているか。利用者はどのようにして貴団体の制度を知ることができるのか。

### 回答：1. 中華民国仲裁協会 -

利用者は当協会の ADR 制度について、そのウェブサイト、セミナー、あるいは企業家が制度を利用するように奨励する出版物を通じて知ることができる。

## 2. 台湾ネット消費者協会 -

調停の結果は公表されない。利用者は当協会の ADR 制度について、そのウェブサイト、セミナー、あるいは企業家が制度を利用するように奨励する出版物を通じて知ることができる。

## 3. 情報産業協会科学技術法律センター -

決定は、当団体、情報産業協会科学技術法律センターのウェブサイトに掲示される。利用者は当団体について、新聞紙上での宣伝、ウェブサイト、カンファレンスなどで知ることができる。

- (8) オンライン ADR の対象とする紛争はどのようなものか。また、その利用状況はどうか。

**回答：** 基本的には、インターネットでの消費者と電子商取引店との間（つまり B2C）の紛争のうちのみならず、オンライン ADR にとって適切である。しかし台湾ではこの関係の実際の事件はない。メンバーと消費者との間の紛争を処理できる安全オンライン・ショッピング協会というものもあるが、これまでここで解決した紛争はない。